

# 青梅市公共下水道台帳図

1722-4	1723-3	1723-4
1822-1	1822-1	1823-2
1822-4	1823-3	1823-4

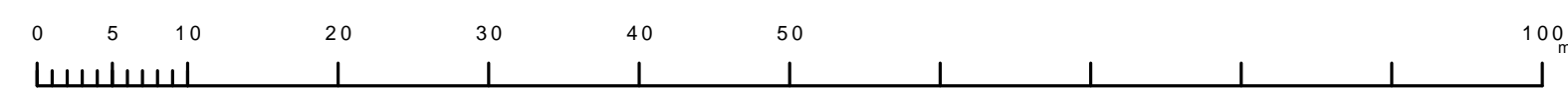
1823-1



柚木町二丁目

凡例	名称
●	標準 1号マンホール (内径90cm)
○	標準 2号マンホール (内径120cm)
○	標準 3号マンホール (内径150cm)
○	標準 4号マンホール (内径180cm)
□	標準 5号マンホール (内径210×120cm)
□	標準 6号マンホール (内径260×120cm)
□	標準 7号マンホール (内径300×120cm)
○	標準 0号マンホール (内径75cm)
①	掘立 1号マンホール (内径90cm)
②	掘立 2号マンホール (内径120cm)
③	掘立 3号マンホール (内径150cm)
④	掘立 4号マンホール (内径180cm)
□	掘立 掘形マンホール (内径90×60cm)
□	掘立 内形マンホール
□	特殊 特1号マンホール (内径90×60cm)
□	特殊 特2号マンホール (内径120×120cm)
□	特殊 特3号マンホール (内径150×120cm)
□	特殊 特4号マンホール (内径180×120cm)
○	小径マンホール (内径30cm)
○	特殊 特殊マンホール
○	特殊 分岐マンホール
○	特殊 内形特殊人孔
○	特殊 掘形特殊人孔
○	特殊 特殊マンホール (郵便用)
○	橋門 橋形マンホール (内径120×90cm)
△	橋門 橋形マンホール (内径90×60cm)
□	伏樋マンホール (上流)
□	伏樋マンホール (中流)
□	伏樋マンホール (下流)
□	伏樋分水マンホール (上流)
□	伏樋分水マンホール (中流)
□	伏樋分水マンホール (下流)
□	伏樋防塵付マンホール (上流)
□	伏樋防塵付マンホール (中流)
□	伏樋防塵付マンホール (下流)
☆	ゴミ入孔
☆	取入口、吐口、溜片埋入部等
↑	汲排水、ポンプ所への流入部または流出部
↑	私道等入管上流部又は埋設管埋設区分界
△	空管井
△	排水井
○	逆吐
○	点検口 (溝橋口含む)
□	下流方向調整部
注) マンホール、変化点及び接合点の色は管渠と同じである。	
管渠	
→	合流管線
→	汚水管線
→	雨水管線
→	雨水管線 (L/U型)
→	雨水管線 (特殊)
→	合流幹線
→	合流幹線 (市町村)
→	汚水管線
→	汚水管線 (市町村)
→	雨水管線
→	雨水管線 (市町村)
→	清流管線
→	雨水管線 (特殊)
→	処理場又はポンプ所からの放流水
→	合流圧送管線
→	汚水圧送管線
→	雨水圧送管線
→	合流圧送管線 (市町村)
→	汚水圧送管線 (市町村)
→	雨水圧送管線 (市町村)
→	雨水管線 (中水送)
→	光ファイバーケーブル沿線管
→	不明・その他
→	管渠入孔
→	掘立管
→	汚泥管線 (特殊)
→	逆吐管線 (特殊)
→	汚泥管線 (特殊)
→	逆吐管線 (特殊)
→	掘立管 (特殊)
溝及び取付管	
○	円形
○	矩形
○	溝でい
○	溝蓋 (円形)
○	溝蓋 (矩形)
○	L/U型 (U型蓋)
○	溝蓋 (L/U型)
○	溝蓋 (特殊)
○	溝断面
○	新線
○	その他
○	形状
○	円形複数 (矩形)
○	円形複数 (円形)
○	矩形複数 (矩形)
○	矩形複数 (円形)
○	共同溝 (矩形)
○	共同溝 (円形)
○	橋二条線
○	インバート継ぎ
行政境	
→	都府県
→	市区境
→	町境・丁目境
→	処理区域
→	処理区名
→	処理場
→	処理場名
→	排水区域
→	管分記号 (色は管渠、人孔と同じである)
→	掘立記号 (色は管渠、人孔と同じである)
→	特定事業場

縮尺 1/500



1823-1